

日南市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業の広告を掲載することにより市民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する日南市広告事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告仕様 広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等をいう。

(4) 広告掲載者 広告媒体に広告を掲載又は掲出する者をいう。

(広告掲載製品の寄附)

第3条 市長は、広告代理店等が作成する封筒等の広告掲載製品（以下「物品」という。）の寄附を受け入れることができる。

2 広告代理店等は、広告掲載製品寄附申込書（様式第1号）に物品の内容の分かる書類を添えて、市長に申し込むものとする。

3 物品の受入れの可否は、第5条に定める日南市広告事業審査委員会に付議し決定するものとする。

4 物品の寄附を受け入れる場合、市は広告代理店等と物品の作成及び寄附に関する確認書を締結するものとする。

(広告の決定等)

第4条 広告掲載者が広告掲載をしようとするときは、広告仕様等を記載した広告掲載申込書（様式第2号）に見本を添えて市長に提出し、その決定を受けなければならない。

2 市長は、前項の決定にあたっては、広告仕様及びその他必要な事項について審査し、決定を行うに際して、市長は、広告仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項に定める申込書の受理から14日以内に、第5条に定める日南市広告事業審査委員会の審査に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書（様式第3号）又は広告不掲載決定通知書（様式第4号）により申込者に通

知するものとする。

(日南市広告事業審査委員会)

第5条 前条第2項の審査に係る広告内容及び広告デザインのほか、広告取扱業者の資格、広告を掲載した物品等の寄附及びその他広告事業の実施に関し必要な事項を審査するため、日南市広告事業審査委員会を設置する。

2 前項の日南市広告事業審査会の設置に必要な事項は、別に定める。

(広告掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美化風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 人権侵害につながるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告料金)

第7条 広告料金は、類似した広告掲載に係る市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに市長が定める。

2 広告料金は前納とする。ただし、市長が特に認める場合は、分納又は後納とすることができる。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

(広告料金の還付)

第9条 既納の広告料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 広告掲載者が広告掲載者の決定の取消しを願い出て、相当の理由があると認められたとき。
- (2) その他市長が特に認めるとき。

2 前項ただし書きの規定により既納の広告料金の一部を還付するときは、広告掲載できない日額に相当する料金を日割計算することにより行う。

(権利譲渡等の禁止)

第 10 条 広告掲載者は、広告掲載者としての権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載者の義務)

第 11 条 広告掲載者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する著作権その他の財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承認又は当該承認に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告掲載者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載者の決定の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載者の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに本市の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。
- (2) 本市の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告承認の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が第 4 条第 2 項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 広告掲載の承認等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第 6 条の基準に抵触したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自ら広告物の撤去を行うことができる。

- (1) 広告掲載者が、広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去しないとき。
- (2) 前 2 条の規定により広告掲載者の決定の取消し又は広告承認の取消しをなされた広告掲載者が、広告物を撤去しないとき。

2 前項の広告物の撤去に要する費用は、広告掲載者の負担とする。ただし、市長が、特に認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

日南市広告掲載製品寄附申込書

年 月 日

日 南 市 長 殿

申 込 者 住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

電話番号 TEL

FAX

E-mail

担 当 者 氏 名

連絡先

日南市広告事業実施要綱に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 寄附をする広告掲載製品等

「

」

2 寄附数量

日南市広告掲載申込書

年 月 日

日 南 市 長 殿

申 込 者 住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

電話番号

TEL

FAX

E-mail

担 当 者

氏 名

連絡先

日南市広告事業実施要綱に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載の申込みをする市有財産等

「 」

2 広告の内容 別紙のとおり

3 広告期間

年 月 ～ 年 月

4 広告料の支払い

広告掲載が決定されたときは、日南市に定める基準に従い、
広告料掲載料を支払います。

5 広告の掲載 指定した場所

年 月 日

様

日南市長

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申込みのあった有料広告の掲載については、下記のとおり掲載することに決定したので、日南市広告事業実施要綱第4条第3項の規定により、通知します。

つきましては、下記により手続をお願いします。

記

1 広告掲載の申込みをされた公共物

「 」

2 広告掲載料

(1) 広告掲載料 円

(2) 納付期限 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

3 版下原稿の提出

(1) 提出方法

(2) 提出期限

(3) 提出先

4 その他

様式第 4 号(第 4 条関係)

年 月 日

様

日南市長

広 告 不 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申込みのあった有料広告の掲載につきましては、下記の理由により掲載できないことに決定しましたので、日南市広告事業実施要綱第 4 条第 3 項の規定により、通知します。

記

1 広告掲載の申込みをされた市有財産等

「

」

2 不掲載理由